

自転車交通ルール違反者に対する交通指導・取締りの一層の強化を求める意見書

平成27年6月、急増する自転車事故に対応するため、道路交通法が改正された。

自転車乗車中に信号無視や酒酔い運転等の危険な違反行為をして3年以内に違反切符による取締り、または、交通事故を2回以上繰り返して行った自転車運転者には、安全講習の受講が義務付けられ、従わない場合は5万円以下の罰金が科される。

この法律の改正により自転車交通ルールに対する社会的関心が高まり、自転車運転者のマナーの向上が期待されたが、いまだに赤信号での横断や狭い歩道の疾走、スマートフォン等を操作しての片手運転などが横行している。

また、本区は、縦横に多くの河川が流れているという地理特性を有していることから、勾配の強い橋梁を下る自転車は、速度超過になる傾向にあるため、歩行者にとって大変危険な存在である。

自転車交通ルールを守らない自転車利用者が関与する交通事故が増加していることや、危険な走行に対し取締りを望む声が高まっていることを踏まえると、自転車交通ルール違反者に対する徹底した取組の実施が必要である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、区民の生命を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、自転車交通ルール違反者に対する交通指導・取締りの一層の強化を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年12月17日

江東区議会議長 米 沢 和 裕

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国家公安委員会委員長

} あて